

太陽光発電設備の運転開始後における増設の取扱い

1. 太陽光発電設備の増設にかかる新たな取扱いについて

運転開始後に太陽光発電設備を出力増加する場合、既存認定設備の変更認定を行い、増設後は原則として変更認定時点の調達価格が適用されることとなります。 [イメージ①参照]

ただし、既存認定設備と増設設備からの再生可能エネルギー電気の供給量が的確に計測できる構造としたうえで、増設部分を別設備として新たに認定を取得した場合には、既存認定設備に対する調達価格・調達期間は維持しつつ、増設認定設備に対しては、増設時点の調達価格・調達期間が適用されることとなりました。(以下、「増設別計量の取扱い」といいます。) [イメージ②参照]

<イメージ①>

- ・既存認定設備の変更認定により出力増加を行う場合



<イメージ②>

- ・増設設備について新規認定を取得し増設別計量の取扱いを行う場合



※既存認定設備と増設設備の合計容量が50kW以上の場合、高圧以上の電圧で連系していただく必要があります。
※表示の調達価格は税抜表示としております。

2. 増設別計量の取扱いを希望される場合の必要・注意事項について

- (1) 既存認定設備と増設認定設備からの再生可能エネルギー電気の供給量が的確に計量できるよう、当社が設置・管理する売電メーターとは別に、発電事業者が、既存認定設備と増設認定設備のそれぞれの交流配線側（一般負荷があり余剰配線となる場合は、当該一般負荷と各設備との間）に発電メーターを設置し、契約期間にわたって保守管理していただく必要があります。また当社に申込みいただく際は、発電メーターの設置場所がわかるよう単線結線図への記載をお願い致します。 [イメージ③参照]

なお、発電事業者が設置・保守管理する発電メーターは、計量法第16条第1項に定める検定を受ける必要があります。違反した場合には、計量法第172条第1項に基づき、6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、またはこれらが併科されます。

(※契約期間中に検定の有効期間が満了する場合は、有効期限前までに検定済みかつ有効期限内のものを取り替えていただく必要があります。)

(3) 以下①～⑤の場合は、既存認定設備と増設認定設備からの再生可能エネルギー電気の供給量が的確に計測できないため、理由の如何にかかわらず、当該月の受給料金は、各認定設備に適用される調達価格のうち「最も安い調達価格」を適用して算定します。

①発電メーターが故障した場合

②発電メーターが計量法に定める検定を受けていない（有効期限を超過した場合を含む）場合

③当社が指定する日に発電メーターを検針しなかった場合

④当社が指定する報告期限までに検針結果を報告しなかった場合

⑤その他理由により各認定設備からの電気の供給量を特定できなかった場合

(4) 前記(3)①～⑤の原因となる事由を発電事業者がすみやかに是正しない場合、当社は、特定契約を解除いたします。

3. 増設別計量の取扱いにおける各認定設備の受給電力量について

(1) 当社は、毎月、発電事業者から受領した発電メーターの検針結果をもとに、以下の算定式にもとづき、各認定設備の受給電力量を算定します。[イメージ③参照]

・既存認定設備の受給電力量 = $A \text{ kWh} \times \frac{B \text{ kWh}}{B \text{ kWh} + C \text{ kWh}}$ (小数点以下、四捨五入)

・増設認定設備の受給電力量 = $A \text{ kWh} - \text{既存認定設備の受給電力量}$

また増設認定設備が複数の場合は、調達価格の高い順に上記算定式にもとづき、各認定設備の受給電力量を算定します。

ただし、2.(3)①～⑤に該当した場合の当該月における受給電力量は、最も安い調達価格が適用される増設認定設備の受給電力量を $A \text{ kWh}$ とし、その他認定設備の受給電力量を 0 kWh とします。

(2) 当社は、前記(1)のとおり算定した受給電力量および受給料金を、「受給電力量のお知らせ」または「電気ご使用量のお知らせ照会サービス(WE B)」によりお知らせします。

4. 太陽光発電設備を増設されるに伴って「増設別計量の取扱い」を行う場合、前記のように発電事業者様に契約期間を通して遵守いただくべき事項が多くあるため、その内容を充分にご理解のうえご決定くださいますようお願い致します。

なお、当社に申込みいただく際には、原則、申込時に、当該取扱いに関する同意書を提出いただく必要があります。

※その他ご不明な点がございましたら、お近くの関西電力までお問合せください。

資源エネルギー庁HPにも「増設別計量に関するQA」が掲載されていますので、併せてご確認ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/faq.html

以 上